# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和泉市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

大阪府和泉市長

#### 公表日

令和5年3月31日

[平成31年1月 様式2]

#### I 関連情報

連絡先

<u> </u>						
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務					
①事務の名称	母子保健に関する事務					
②事務の概要	・母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定に基づき、母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による低体重児の届出、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、訪問指導、保健指導に関する事務					
	②情報提供ネットワークシステムへの妊娠届、健康診査データ提供					
③システムの名称	<ul> <li>・健康管理システム</li> <li>・団体内統合宛名システム</li> <li>・庁内連携システム</li> <li>・宛名システム</li> <li>・中間サーバー</li> <li>・中間サーバーGW</li> <li>・サービス検索・電子申請機能</li> </ul>					
2. 特定個人情報ファイル:	<b>名</b>					
母子保健ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の49の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条					
4. 情報提供ネットワークシ						
①実施の有無						
②法令上の根拠	(情報提供事務) ・番号法第19条第7号及び別表第2(56の2および69の2の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第30条の8、第38条の3(情報照会事務) ・番号法第19条第7号及び別表第2(69の2の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第38条の3					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	和泉市子育て健康部健康づくり推進室					
②所属長の役職名	健康づくり推進室長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 大阪府和泉市総務部総務管財室					
o 杜中伊丁林却—— / II	の取扱いに関する問合せ					

〒594-0071 大阪府和泉市府中町四丁目22番5号 大阪府和泉市子育て健康部健康づくり推進室

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	13年3月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	]3年3月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		]	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	書の種類					
[    基礎	項目評価	書 ]			<選択肢> 1)基礎項目評価 2)基礎項目評価 3)基礎項目評価	書及び	重点項目評価書 全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関につ	ついては、それぞれ፤	重点項目評価	価書又は全項	[目評価書において	こ、リスク	対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じた	と入手を除く	。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱いの	の委託				Γ	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	_	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステムを	を通じた提供を		[ 0	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接網	売しない(入手)	[	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
7. 特定個人情報の保管・シ	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
8. 監査							
実施の有無	[ O ]	自己点検	[0]	内部監査	[ ]	外部監	
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分に行って 3) 十分に行って	いる	ะเาอ

	TH 111	食用金の食品	\$100000	0.000	8000 B-840
	1-1-2年務報要	毎子保健治による信徒を刊の信息、健康診断、 妊娠の信息、毎子健康子帳の交付に関する事	母子保健:出による低性意外の協定、健康診断、 所務の協定、母子健康子教の交付、診問性等、 保健性等に関する事務	89	
ineralis Ineralis	11対象人数 12取扱者数	子成別を10月1日終点	平成21年10月1日終点 平成21年10月1日終点	8-p 8-p	
TRANSITE	<b>石田田田</b>	平成30年10月1日時点 健康35八性進星 里長 裕井 章	健康(大)性能量 重長 華藤 一也	89	
I SANGE I	1-0個人操作利用	何政子級における特定の個人を推測する5.800 番号の利用等に関する法律「平成25年法律第 27号(番号法)第1条を第1項、別表第1(400 項	・行政中級における特定の個人を整計するため の音号の利用地に関する政策(予定333法律 第27号、以下语号を決計人)、演出会第1項点 公司表第1004の第一行政等を受ける場合の利用地に関する政策の利用地に関する政策の第一の政策 有すで変める原理地に関する政策の第一の政策 有すて変める展示を必要が必要が行政20年所 報告・取得者で第3号)第40条	FA	
I SANGE I	1-4-2法保工の規則	最号决策10多数7号 別表第2(360220集)	等でで支心を得失支心と由か、平成2の年的 総件・現場をであり、第40条 「情報提供の模型」 ・最等は裏が10条第3号及が消費第2(20の32) ・1億年後に上が大力を成る人を整計するかの の番号の外開帯に関する必要が過去この支援 金寸で支心を無力と対策を支が成分を使く 20度の開発・記録を支が出来るのと 20度の開発・記録を対策を引きるのと 工作器を供えらいまた。 工作器を表示している。 工作器を表示と、 工作器を表示して、 工作器を表示している。 工作器を表示している。 工作器を表示と、 工作器を表示して、 工作器を表示して、 工作器	FA.	
Edetric I	1-1-2等務報要	立性解析(ボキットワープレステニへの認体を対 の提出、使用が表、所編者データ提供	の音号の利用等に対する通信用表面二の支持 情令で支わる事務及が情報を支む心命令(予成 24年内配合・記書者令第下号)第30番のを 工機報提供を5十つ一クシステムへの好協器	89	
161121	II I対象人数	の福祉、健康設定、計算器サー学提供 平成27年10月1日終点	テータ交換 平成21世2月1日終点	89	
160103	120分世数	平成27年10月1日時直	平成31年3月1日時直	89	
14-1-1-1	1-0-2所属長 10以X分別量	被東大小性者里 皇長 華茶 一也	報事づくり推進登長	F9 F9	様式変更による 様式変更による
******	1-4-2法律上の便興	「連絡技術の機能」 ・通常成別の機能」 ・通常成別の特別で引送の対象第215年の2の ・信息等級に対する第27年の対象 ・信息等級に対する数型のである。 ・記事をおり得から必要が発生のできま これを対象的・概念を考案でありませる。	(日本の企業を表現である。) では、10年である。 ・ 日本の金属である。 ・ 日本の金属でなる。 ・ 日本の金属でなる。 ・ 日本の金属でなる。 ・ 日本の金属でなる。 ・ 日本の金属でなる。 ・ 日本のをなる。 ・ 日本のをなる。 ・ 日本のをなる。 ・ 日本のをなる。 ・ 日本のをなる。 ・ 日本のをなる。 ・ 日本のをなる。 ・ 日	¥n	MARK
*64504	II 1対象人数 II 200 投售数	子成20年10月1日時点 子成20年10月1日時点	を称えな3月1日時点 を称えな3月1日時点	8-9 8-9	
*****	1-1-2事務の報要 1-1-2事務の報要	母子保健主用 2000年法律第141年)の領文 に基づき、母子保証機能の管理、統計等条実制 成立、サーラを取る規模が1、以下の事務に使用 (14年) (日子保健主人が信息をの意思、機能が 表、対象な関係、母子保護手術の向対、助関係 表、機能を認定、母子保護手術の向対、助関係 工作機能等サイケーデンステムへの所属	特別はエリーは回点 一名子音楽点(認知の立法書質141年)か選定 しること、6年3世間電影の背景、8対情を実践 イヤスを、24度2年 イヤスを、24度2年 16年4年 16年4年 16年4年 16年4年 17年4年 17年4年 17年4年 17年7年 1	**	
******		物原物生きが、健康が健康が必須達置	和泉市子宮で健康形健康づくり推進室		
	1 - 4特定個人情報ファイル取 個UCL関する問い合わせ先	〒100-0501 大阪府和泉市府中的二丁目7番5 号 大阪府和泉市生产37、喧嘩新衛等37/地 衛室	〒304-0271 大阪会和泉市房中町四丁目23番 5号 大阪会和泉市子宮で健康新健康「火小性 建室	89	<u> </u>
4644-2-2	三1対象人数 三2取扱者数		<b>作和2世3月1日時</b> 週	8-p 8-p	
******	1 20 投資物 1 開連情報 1 特定能人情報ファイルを取り扱う事務 (ロレステムの名物	を知定3月(前時点 ・経典管理ングタム ・経典管理ングタム ・信用中報告を持してタム ・守可機能ングタム ・中間サーバー ・中間サーバー ・中間サーバーの面	を知2年3月1日時点 ・総倉管理システム ・選手機能を関してテム ・切り組織とステム ・中間サーバー ・中間サーバー ・サービス機能・電子申請機能 ・サービス機能・電子申請機能	10	
	l		l		
	-		-		<b>-</b>
					<u> </u>
	l	<b> </b>			<b>-</b>
	ļ				_
	l				<b> </b>
					<u> </u>
			L		
	l —				-